

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
<p>第1条（略） （組織）</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。 （事務分掌）</p> <p>第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。</p>		<p>第1条（略） （組織）</p> <p>第2条 事務局に次の課等を置く。 （事務分掌）</p> <p>第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	
教育総務課	<p>(1)～(18)（略）</p> <p>(19) <u>中学校給食の準備・整備に関すること。</u></p> <p>(20) <u>事務局内の他の課に属さない事項の調整に関すること。</u></p> <p>(21) <u>事務局内および所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(22) <u>課の一般庶務に関すること。</u></p>	教育総務課	<p>(1)～(18)（略）</p> <p>(19) <u>事務局内の他の課に属さない事項の調整に関すること。</u></p> <p>(20) <u>事務局内および所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(21) <u>課の一般庶務に関すること。</u></p>
生涯学習課	<p>(1) <u>社会教育委員に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生涯学習、社会教育の普及および啓発に関すること。</u></p> <p>(3) <u>地域協働合校に関すること。</u></p> <p>(4) <u>家庭教育に関すること。</u></p> <p>(5) <u>文化芸術の普及および啓発に関すること。</u></p>	生涯学習課	<p>(1) <u>社会教育委員に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生涯学習に係る施策の企画、調整および啓発に関すること。</u></p> <p>(3) <u>家庭教育に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文化芸術の普及および啓発に関すること。</u></p> <p>(5) <u>公民館および社会教育指導員に関すること。</u></p>

改正後（案）

現行

- (6) 図書館、その他社会教育機関の設置、管理および廃止に関すること。
- (7) 文化振興審議会に関すること。

- (8) 草津市文化芸術機能等施設整備基本計画に関すること。

- (9) アミカホールに関すること。
- (10) クレアホールに関すること。
- (11) 社会教育団体、文化芸術団体等関係諸団体の育成指導および連絡調整に関すること。
- (12) 社会教育および文化芸術に関する資料の収集、保管、活用および配付に関すること。
- (13) 青少年対策事業に関すること。

- (6) 公民館、図書館その他社会教育機関の設置、管理および廃止に関すること。
- (7) 社会教育団体、文化芸術団体等関係諸団体の育成指導および連絡調整に関すること。
- (8) 講座の開設ならびに討論会、講演会その他集会の開催および奨励に関すること。
- (9) 社会教育および文化芸術に関する資料の収集、保管、活用および配布に関すること。
- (10) 社会教育施設および文化芸術施設の整備充実に関すること。
- (11) 草津市文化芸術機能等施設整備基本計画に関すること。
- (12) 展覧会、公演その他集会の開催および奨励に関すること。
- (13) アミカホールに関すること。
- (14) クレアホールに関すること。
- (15) その他社会教育活動および文化芸術の振興に関すること。
- (16) 青少年対策事業の総合企画および総合調整に

改正後 (案)		現行	
	<p>(14) 青少年問題についての調査および研究に関すること。</p> <p>(15) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(16) 青少年育成市民運動の推進に関すること。</p> <p>(17) 少年センターに関すること。</p> <p>(18) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(19) 課の一般庶務に関すること。</p>		<p>関すること。</p> <p>(17) 青少年問題についての調査および研究に関すること。</p> <p>(18) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(19) 青少年育成市民運動の推進に関すること。</p> <p>(20) 少年センターに関すること。</p> <p>(21) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(22) 課の一般庶務に関すること。</p>
スポーツ保健課	<p>(1) スポーツ推進審議会およびスポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(2) 体育諸団体の育成指導に関すること。</p> <p>(3) 総合型地域スポーツクラブの育成指導に関すること。</p> <p>(4) 各種スポーツ、レクリエーションおよび野外活動の推進に関すること。</p> <p>(5) 社会体育諸施設の整備、充実および管理運営に関すること。</p> <p>(6) (仮称) 野村スポーツゾーンの整備に関すること。</p> <p>(7) 生涯スポーツの推進に関すること。</p>	スポーツ保健課	<p>(1) スポーツ推進審議会およびスポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(2) 体育諸団体の育成指導に関すること。</p> <p>(3) 総合型地域スポーツクラブの育成指導に関すること。</p> <p>(4) 各種スポーツ、レクリエーションおよび野外活動の推進に関すること。</p> <p>(5) 社会体育諸施設の整備、充実および管理運営に関すること。</p> <p>(6) (仮称) 野村スポーツゾーンの整備に関すること。</p> <p>(7) 生涯スポーツの推進に関すること。</p>

改正後（案）		現行	
	<p>(8) 学校体育施設の開放に関する事。</p> <p>(9) その他スポーツの推進に関する事。</p> <p>(10) <u>学校の食育に関する事（教育総務課の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(11) 学校体育の指導者の研修、要請および育成に関する事。</p> <p>(12) 学校体育団体の育成指導に関する事。</p> <p>(13) 学校保健・安全および環境衛生に関する事。</p> <p>(14) 学校体育に係る調査および統計に関する事。</p> <p>(15) 保健体育資料の収集および配布に関する事。</p> <p>(16) 通学路の安全対策に係る連絡調整に関する事。</p> <p>(17) <u>学校給食センターに関する事（教育総務課の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(18) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関する事。</p> <p>(19) 課の一般庶務に関する事。</p>		<p>(8) 学校体育施設の開放に関する事。</p> <p>(9) その他スポーツの推進に関する事。</p> <p>(10) <u>学校の食育に関する事。</u></p> <p>(11) 学校体育の指導者の研修、要請および育成に関する事。</p> <p>(12) 学校体育団体の育成指導に関する事。</p> <p>(13) 学校保健・安全および環境衛生に関する事。</p> <p>(14) 学校体育に係る調査および統計に関する事。</p> <p>(15) 保健体育資料の収集および配布に関する事。</p> <p>(16) 通学路の安全対策に係る連絡調整に関する事。</p> <p>(17) <u>学校給食センターに関する事。</u></p> <p>(18) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関する事。</p> <p>(19) 課の一般庶務に関する事。</p>
文化財保護課	<p>(1) 文化財保護審議会に関する事。</p> <p>(2) 文化財に係る施策の企画、調整、普及および啓発に関する事。</p> <p>(3) 文化財の調査研究に関する事。</p>	文化財保護課	<p>(1) 文化財保護審議会に関する事。</p> <p>(2) 文化財に係る施策の企画、調整、普及および啓発に関する事。</p> <p>(3) 文化財の調査研究に関する事。</p>

改正後 (案)		現行	
	<p>(4) 埋蔵文化財発掘届等の審査、協議および指導に関すること。</p> <p>(5) 指定文化財の保存、管理および助成に関すること。</p> <p>(6) 出土品の収蔵、保管および活用に関すること。</p> <p>(7) 歴史資料等の収集、保管および活用に関すること。</p> <p>(8) 史跡の保存管理に関すること。</p> <p>(9) 草津宿街道交流館に関すること。</p> <p>(10) その他文化財保護に関すること。</p> <p>(11) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(12) 所属する教育部<u>専門理事</u>所管内所属の連絡調整に関すること。</p> <p>(13) 課の一般庶務に関すること。</p>		<p>(4) 埋蔵文化財発掘届等の審査、協議および指導に関すること。</p> <p>(5) 指定文化財の保存、管理および助成に関すること。</p> <p>(6) 出土品の収蔵、保管および活用に関すること。</p> <p>(7) 歴史資料等の収集、保管および活用に関すること。</p> <p>(8) 史跡の保存管理に関すること。</p> <p>(9) 草津宿街道交流館に関すること。</p> <p>(10) その他文化財保護に関すること。</p> <p>(11) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(12) 所属する教育部<u>副部長</u>所管内所属の連絡調整に関すること。</p> <p>(13) 課の一般庶務に関すること。</p>
学校教育課	<p>(1) 学校教育の指導助言および教育課程に関すること。</p> <p>(2) 学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。</p> <p>(3) 特別支援教育に関すること。</p>	学校教育課	<p>(1) 学校教育の指導助言および教育課程に関すること。</p> <p>(2) 学校評価に関すること。</p> <p>(3) 学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。</p> <p>(4) 特別支援教育に関すること。</p>

改正後（案）

現行

- (4) 教科書の採択およびその他の教材の取り扱いに関すること。
- (5) 教育研究資料の調査、作成および出版に関すること。
- (6) 教育研究所との連絡調整に関すること。
- (7) 学校における人権教育に関すること。
- (8) 対象地域内の児童生徒の学力向上および教育文化の振興に関すること。
- (9) 教育集会所に関すること。
- (10) 同和教育研究大会に関すること。
- (11) 県費負担教職員の任免および進退の内申に関すること。
- (12) 教職員のサービスの監督および研修に関すること。
- (13) 幼稚園および学校の職員の配置異動に関すること。
- (14) 学校の管理運営および組織編成に関すること。
- (15) 県費負担教職員に係る職員団体に関すること。
- (16) 学齢簿の編成保管に関すること。
- (17) 児童、生徒の就学および転入に関すること。
- (18) 就学奨励費に関すること。
- (19) 通学区域の設定および変更に関すること。

- (5) 教科書の採択およびその他の教材の取り扱いに関すること。
- (6) 教育研究資料の調査、作成および出版に関すること。
- (7) 教育研究所との連絡調整に関すること。
- (8) 学校における人権教育に関すること。
- (9) 対象地域内の児童生徒の学力向上および教育文化の振興に関すること。
- (10) 教育集会所に関すること。
- (11) 同和教育研究大会に関すること。
- (12) 県費負担教職員の任免および進退の内申に関すること。
- (13) 教職員のサービスの監督および研修に関すること。
- (14) 幼稚園および学校の職員の配置異動に関すること。
- (15) 学校の管理運営および組織編成に関すること。
- (16) 県費負担教職員に係る職員団体に関すること。
- (17) 学齢簿の編成保管に関すること。
- (18) 児童、生徒の就学および転入に関すること。
- (19) 就学奨励費に関すること。
- (20) 通学区域の設定および変更に関すること。

改正後 (案)	現行
<p>(20) 児童、生徒の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関する事。</p> <p>(21) 幼児の就園および転入に関する事。</p> <p>(22) 幼稚園教育の指導助言、教育課程および教材の取り扱いに関する事。</p> <p>(23) 幼稚園教員の配置計画および研修に関する事。</p> <p>(24) 幼稚園の将来ビジョンの策定および推進に関する事。</p> <p>(25) 幼稚園整備審議会に関する事。</p> <p>(26) 私立幼稚園との連絡調整に関する事。</p> <p>(27) 就園奨励費に関する事。</p> <p>(28) 幼稚園利用者負担額等の徴収に関する事。</p> <p>(29) 校種間連携に関する事。</p> <p>(30) 大学・大学院との連携に関する事。</p> <p>(31) 児童通学支援事業に関する事。</p> <p>(32) 学校の設置および廃止に関する事。</p> <p>(33) 所管にかかる財産管理に関する事。</p> <p>(34) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関する事。</p> <p>(35) 課の一般庶務に関する事。</p>	<p>(21) 児童、生徒の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関する事。</p> <p>(22) 幼児の就園および転入に関する事。</p> <p>(23) 幼稚園教育の指導助言、教育課程および教材の取り扱いに関する事。</p> <p>(24) 幼稚園教員の配置計画および研修に関する事。</p> <p>(25) 幼稚園の将来ビジョンの策定および推進に関する事。</p> <p>(26) 幼稚園整備審議会に関する事。</p> <p>(27) 私立幼稚園との連絡調整に関する事。</p> <p>(28) 就園奨励費に関する事。</p> <p>(29) 幼稚園利用者負担額等の徴収に関する事。</p> <p>(30) 校種間連携に関する事。</p> <p>(31) 大学・大学院との連携に関する事。</p> <p>(32) 児童通学支援事業に関する事。</p> <p>(33) 学校の設置および廃止に関する事。</p> <p>(34) 所管にかかる財産管理に関する事。</p> <p>(35) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関する事。</p> <p>(36) 課の一般庶務に関する事。</p>

改正後（案）

現行

学校政策推
進課

- (1) 学校教育の指導助言に関する事（学校教育課の所管する事務を除く。）。
- (2) ICT教育の推進に関する事。
- (3) 学校評価に関する事。
- (4) 児童生徒の学力調査に関する事。
- (5) 児童生徒の学力向上に関する事。
- (6) 特色ある学校づくりに関する事。
- (7) コミュニティ・スクールに関する事。
- (8) 学校図書館教育に関する事。
- (9) 各種体験学習に関する事。
- (10) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関する事。
- (11) 課の一般庶務に関する事。

学校政策推
進課

- (1) 学校教育の指導助言に関する事（学校教育課の所管する事務を除く。）。
- (2) ICT環境の整備および管理運営教育に関する事。
- (3) ICT環境を活用した授業改善に関する事。
- (4) ICT環境を活用した業務改善に関する事。
- (5) 児童生徒の学力調査に関する事。
- (6) 児童生徒の学力向上に関する事。
- (7) 特色ある学校政策に関する事。
- (8) 学校と地域の連携に関する事。
- (9) 学校図書館教育に関する事。
- (10) 各種体験学習に関する事。
- (11) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関する事。
- (12) 課の一般庶務に関する事。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

人事異動内示

平成29年3月28日

草 津 市

新 任	旧 任	氏 名	備考 式
○ 部長級			
教育委員会事務局教育部専門理事 （歴史文化担当）兼草津宿街道交 流館長兼史跡草津宿本陣館長	教育委員会事務局教育部副部長 （歴史文化担当）兼草津宿街道交 流館長兼史跡草津宿本陣館長	八杉 淳	昇格 ○
○ 副部長級			
総務部副部長（総括）	教育委員会事務局教育部副部長 （総括）	居川 哲雄	○
教育委員会事務局教育部副部長 （総括）	会計管理者	田中 義一	○
○ 課長級			
人権センター所長兼教育委員会事 務局学校教育課参事	老上市民センター所長兼老上公民 館長兼まちづくり協働課参事	岸本 逸子	
人権センター参事	山田市民センター所長兼山田公民 館長兼まちづくり協働課参事	奥村 眞也	
総合政策部情報政策課長兼健康福 祉部生活支援課参事	人権センター所長兼教育委員会事 務局学校教育課参事	青木 敏高	
常盤まちづくりセンター所長兼ま ちづくり協働課参事	常盤市民センター副参事兼常盤公 民館副参事	田中 直樹	昇格
環境経済部環境課長	草津市民センター所長兼草津公民 館長兼まちづくり協働課参事	小川 晃	
健康福祉部健康福祉政策課長	教育委員会事務局生涯学習課長	増田 高志	
健康福祉部生活支援課参事	志津南市民センター所長兼志津南 公民館長兼まちづくり協働課参事	一浦 暁美	
健康福祉部障害福祉課参事	笠縫東市民センター所長兼笠縫東 公民館長兼まちづくり協働課参事	松本 保夫	
健康福祉部地域保健課長	教育委員会事務局教育総務課長	太田 一郎	
健康福祉部介護保険課長兼総合政 策部情報政策課参事	老上西市民センター所長兼老上西 公民館長兼まちづくり協働課参事	久泉 和久	
笠縫東こども園長	山田幼稚園長	横田 敏子	
玉川幼稚園長	矢倉幼稚園副園長	居松 由里	昇格
山田幼稚園長	中央幼稚園副園長	東郷 康代	昇格

新 任	旧 任	氏 名	備考 式
都市計画部交通政策課長	渋川市民センター所長兼渋川公民館長兼まちづくり協働課参事	武村 彰	
建設部土木管理課長	大路市民センター所長兼大路公民館長兼まちづくり協働課参事	井上 康則	
教育委員会事務局教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課参事	松浦 正樹	補職替
教育委員会事務局教育総務課参事	建設部公園緑地課副参事	川原 圭一	昇格
教育委員会事務局生涯学習課長	総合政策部草津未来研究所参事	相井 義博	
草津宿街道交流館参事兼史跡草津宿本陣参事	草津宿街道交流館副参事兼史跡草津宿本陣副参事兼教育委員会事務局文化財保護課副参事	岩間 一水	昇格
図書館参事兼図書館副館長	南草津図書館副参事兼副館長	二井 治美	昇格
図書館参事兼南草津図書館副館長	図書館参事兼図書館副館長	川端 恭子	
教育委員会事務局学校教育課長兼人権センター参事	教育委員会事務局学校政策推進課長	高井 育夫	
教育委員会事務局学校教育課参事兼学校政策推進課参事	健康福祉部健康福祉政策課副参事	織田 泰行	昇格
農業委員会事務局参事	南笠東市民センター所長兼南笠東公民館長兼まちづくり協働課参事	舟木 朋宏	
○ 副参事級			
志津幼稚園副園長	志津幼稚園総括教諭	管 久美子	昇格
中央幼稚園副園長	笠縫幼稚園副園長	檜崎 香	
矢倉幼稚園副園長	笠縫東こども園副園長	中川 珠紀	
山田幼稚園副園長	山田幼稚園総括教諭	竹村 文代	昇格
笠縫幼稚園副園長	老上幼稚園副園長	角 明美	
常盤幼稚園副園長	常盤幼稚園総括教諭	山川 貴子	昇格
教育委員会事務局生涯学習課副参事	総合政策部広報課副参事	上原 香織	
○ 専門員級			
総合政策部危機管理課専門員	教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	新庄 貴史	
総務部税務課専門員	教育委員会事務局教育総務課専門員	横江 美香	

新 任	旧 任	氏 名	備考 式
総務部納税課専門員	教育委員会事務局生涯学習課専門員	三越 真弓	
まちづくり協働部生活安心課専門員	志津市民センター専門員兼志津公民館専門員	佐々木 弘和	
子ども家庭部幼児課専門員	山田幼稚園副総括教諭	田辺 祐嗣	昇格
笠縫東こども園教頭	笠縫東こども園総括教諭	関 正朗	補職替
老上幼稚園教頭	志津幼稚園副総括教諭	高澤 千景	昇格
教育委員会事務局教育総務課専門員	教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	片岡 節哉	
教育委員会事務局生涯学習課専門員	笠縫市民センター専門員兼笠縫公民館専門員	三矢 和利	
教育委員会事務局生涯学習課専門員	少年センター専門員	武田 純	
教育委員会事務局生涯学習課専門員	教育委員会事務局生涯学習課主査	小島 裕久	昇格
教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	議会事務局議事庶務課専門員	力石 知行	
教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	健康福祉部長寿いきがい課専門員	山田 律子	
教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	教育委員会事務局スポーツ保健課主査	宅間 信一	昇格
図書館専門員	矢倉市民センター専門員兼矢倉公民館専門員	吉田 邦彦	
教育委員会事務局学校教育課専門員	発達支援センター専門員	木戸脇 美由紀	
教育委員会事務局学校教育課専門員	教育委員会事務局生涯学習課専門員	高橋 正樹	
教育委員会事務局学校教育課専門員（橋岡教育集会所）	教育委員会事務局学校教育課主査（橋岡教育集会所）	田部 展朗	昇格
教育委員会事務局学校教育課専門員	総務部総務課専門員	岸 絹代	
○ 主査級			
環境経済部農林水産課主査	図書館主査	三浦 絵美	
教育委員会事務局教育総務課主査	建設部道路課主査	田中 健介	
南草津図書館主査	市民交流プラザ主査	福田 高史	

新 任	旧 任	氏 名	備考 式
<p>○ 一般職級</p> <p>総務部納税課主任</p> <p>健康福祉部障害福祉課主任</p> <p>笠縫東こども園主任教諭</p> <p>笠縫東こども園教諭</p> <p>草津保育所主任保育士</p> <p>大路幼稚園主任教諭</p> <p>山田幼稚園主任教諭</p> <p>山田幼稚園主任教諭（新田会館）</p> <p>教育委員会事務局教育総務課主事</p> <p>南草津図書館主任</p>	<p>南草津図書館主任</p> <p>教育委員会事務局教育総務課主任</p> <p>山田幼稚園主任教諭（新田会館）</p> <p>発達支援センター保育士</p> <p>笠縫東こども園主任教諭</p> <p>山田幼稚園主任教諭</p> <p>矢倉幼稚園教諭</p> <p>老上幼稚園主任教諭</p> <p>健康福祉部健康増進課主事</p> <p>図書館主事</p>	<p>田村 詠美</p> <p>齋藤 美咲</p> <p>久田 有希</p> <p>海野 のどか</p> <p>杉原 菜央</p> <p>中井 愛</p> <p>上野 結城</p> <p>矢野 明希</p> <p>朝田 陽子</p> <p>村田 有里紗</p>	

新規採用

新 任	氏 名	備 考
○ 一般職級		
老上幼稚園教諭	たかおか さつき	
玉川幼稚園教諭	とみやま れいこ	
山田幼稚園教諭	ほった なな	
笠縫幼稚園教諭	かわじ ますみ	
教育委員会事務局教育総務課主事	坂 勇佑	
教育委員会事務局教育総務課主事	にしお とほ	
教育委員会事務局文化財保護課主事	たなか ゆきの	
教育委員会事務局文化財保護課主事	ばんば まさし	
図書館主事	かみむら まり	

再任用(平成29年度異動)

新 任	旧 任	氏 名	備 考
教育委員会事務局教育総務課参与 教育委員会事務局生涯学習課参与	都市計画部都市計画課参与兼建築課参与 教育委員会事務局スポーツ保健課参与	岡村 寿昭 原田 正宏	

平成29年3月31日付退職者

職	氏名	役職名等
○課長級	里内 美之	玉川市民センター所長兼玉川公民館長兼まちづくり協働課参事
	福井 恵子	笠縫東こども園長
	木村 美恵子	玉川幼稚園長
	奥田 和美	笠縫幼稚園長
○主査級	元 優子	常盤幼稚園副総括教諭
○一般職級	樫木 規秀	教育委員会事務局文化財保護課主事

（滋賀県教育委員会による異動分）

新 任	旧 任	氏 名
教育委員会事務局学校教育課参事	高穂中学校教頭	畑 真子
教育委員会事務局学校政策推進課長	草津第二小学校教頭	宇佐 恒浩
教育委員会事務局学校教育課副参事	高穂中学校主幹教諭	柴原 力
教育委員会事務局学校政策推進課副参事	栗津中学校教頭	江竜 真司
発達支援センター専門員	南笠東小学校教諭	三川 千種
少年センター専門員	高穂中学校教諭	末廣 明代
教育委員会事務局学校教育課専門員（橋岡教育集会所）	老上中学校教諭	松井 則幸
教育委員会事務局学校政策推進課専門員	志津南小学校教諭	西村 陽介
人権センター主査兼教育委員会事務局学校教育課主査	笠縫東小学校教諭	明田 孝之
教育委員会事務局学校教育課指導主事（新田教育集会所）	山田小学校教諭	玉木 裕
教育委員会事務局学校教育課指導主事（新田教育集会所）	松原中学校教諭	永福 和雅
教育研究所指導主事	玉川小学校教諭	嶋田 達也
（滋賀県教育委員会への復帰）		
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課長	時岡 善也
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課参事	大林 道範
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課副参事	竹田 敏彦
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校政策課副参事	作田 まさ代

（滋賀県教育委員会による異動分）

新 任	旧 任	氏 名
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校政策課副参事	中村 真理子
滋賀県教育委員会	人権センター専門員兼教育委員会事務局学校教育課専門員	西邑 祥明
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員	川岸 哲也
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員	菊池 誠
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門員（新田教育集会所）	山本 和樹
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課主査（新田教育集会所）	矢野 健三
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課主査（橋岡教育集会所）	中村 克幸
滋賀県教育委員会	教育研究所指導主事	山下 裕美

議第17号

草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年4月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育支援委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市教育支援委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

区分		委嘱（任命）する者	備考
学識経験を有するもの	1	畑 憲一	大津市ことばの教室指導員OB
	2	宮嶋 智子	草津市医師会（医師）
	3	問山 健太郎	草津市医師会（医師）
	4	吉川 民子	臨床心理士
	5	中島 由里子	NPO草津手をつなぐ育成会
その他教育委員会が必要と認めるもの	6	庄司 和樹	滋賀県立草津養護学校教頭
	7	古日山 守栄	滋賀県立草津養護学校教諭
	8	川居 正人	滋賀県立豊話学校長
	9	清水 康行	老上西小学校長
	10	森 登世美	新堂中学校長
	11	宇野 和子	矢倉幼稚園長
	12	森神 いづみ	矢橋ふたばこども園長
	13	齋藤 英樹	老上中学校教諭
	14	山崎 彰子	草津第二小学校教諭
	15	脇坂 幸子	新堂中学校 通級指導教室教員
	16	安岡 文代	老上中学校 通級指導教室教員
	17	太田 恵	渋川小学校 通級指導教室教員
	18	小川 絹子	山田小学校 通級指導教室教員
	19	掛田 みちる	南笠東小学校 通級指導教室教員
	20	清水 奈津子	ことばの教室主任指導員
	21	佐藤 恭子	ことばの教室指導員
	22	石本 潤子	ことばの教室主任指導員
	23	森野 裕美	ことばの教室指導員
	24	三川 千種	専門員
	25	中村 順子	発達心理相談員
	26	大西 壘	発達心理相談員
	27	里村 百合子	発達心理相談員
	28	劉 爽朗	発達心理相談員
	29	谷村 悦子	社会福祉士
	30	田中 詩子	発達心理相談員

任期 : 平成29年5月1日～平成30年3月31日

草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任意務	定数
草津市教育支援委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童および生徒（以下「特別な支援を必要とする幼児等」という。）に対する就学支援その他の教育支援に関し必要な事項についての調査審議ならびに特別な支援を必要とする幼児等の保護者、学校関係者等との相談に関する事務	30人以内

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市教育支援委員会	(1) 学識経験を有する者	教育委員会事務局
	(2) その他教育委員会が必要と認める者	学校教育課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市教育支援委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで



議第18号

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年4月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、草津市小・中学校結核対策委員会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱（任命）する者	備考
保健医療関係者	橋倉 博樹	済生会滋賀県病院 結核専門医師
保健医療関係者	笠井 康史	草津栗東医師会の代表
学校教育関係者	平田 悦子	草津市小・中学校養護教諭の代表
関係行政機関の職員	苗村 光廣	南部健康福祉事務所（草津保健所）の代表

任期 平成29年5月1日 ～ 平成30年3月31日

草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担当事務	定数
草津市小・中学校結核対策委員会	小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する事務	4人以内

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市小・中学校結核対策委員会	(1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	教育委員会事務局 スポーツ保健課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市小・中学校結核対策委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで



平成29年4月25日

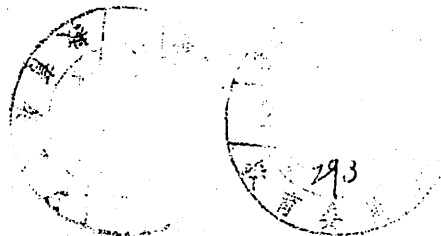
教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 平成29年度監査等実施計画について
- (2) 定期監査結果の報告について
- (3) 草津市文化財保存事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (4) 寄付受け入れ報告について





監 発 第 7 8 号

平成 2 9 年 4 月 3 日

草津市教育委員会教育長 様

草津市代表監査委員

平成 2 9 年度監査等実施計画について（通知）

平成 2 9 年度監査等実施計画を別紙のとおり決定したので通知します。

平成29年度 監査計画

1 監査の基本方針

我国の経済については、景気の現状を示す直近の基調判断(平成29年3月)を「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされている。今後、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復が期待されるが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に左右される可能性もあり、国や地方公共団体を取り巻く財政環境についても、依然として厳しい状況にある。

本市の財政状況については、社会保障関係経費の増加や大型公共施設の整備が継続される中、平成28年度財政運営計画において、財政収支見通しとして3年間で約51億円の財源不足になると見込んでいる。一方、上述の社会背景から、歳入の根幹をなす市税収入の着実な伸びを期待することは難しく、本市の行財政運営はより一層厳しさを増すものと予想される。

平成29年度の監査にあたっては、こうした現下の情勢を十分認識しつつ、公正不偏の立場から、草津市監査委員監査規程に基づき、「市民福祉の増進にどのように役立っているか」、「最少の経費で最大の効果をあげているか」、「組織及び運営の合理化に努めているか」、「法令を遵守しているか」を基本的な視点として監査を実施する。

なお、昨年度に全国都市監査委員会において統一的な監査基準として新たに策定した「都市監査基準」に準拠し監査を進めるものとする。また、国においては監査制度の充実強化に向けた地方自治法の改正が進められており、こうした動向に注視しながら各種監査の充実に努める。

- (1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性の観点から監査を行う。また、内部統制機能(組織としてのチェック体制の整備・運用)が促進されるよう留意する。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最小の執行が図られているかという観点から監査を行う。
- (3) 経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)という、いわゆる3Eの観点から監査を行う。
- (4) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。
- (5) 監査結果や改善措置の状況について、積極的な公表を図る。

2 各種監査等の実施方針

(1) 定期監査(地方自治法第199条第1項、第4項)

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、当年度も考慮しながら基本的には前年度の事務およ

び事業を対象として実施する。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるとき適時実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて実施する。技術的な監査を充実させるため、技術調査業務を委託する。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が合理的かつ効率的に行われているかについて、随時実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認める時に実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

財政的援助を与えている団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要求があるときは、当該援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施する。

なお、対象年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在 High および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

(6) 決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行う。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行う。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正に作成されているか

どうかについて審査を行う。

(7) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度実施する。

3 監査等実施計画

別紙の「平成29年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4 監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し市ホームページに公表する。

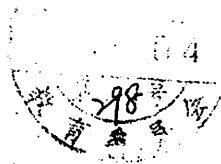
5 改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。（地方自治法第199条第12項）

平成29年度監査等実施計画表

月	定期監査対象部	定期監査で重点的に監査する機関			その他の監査	決算審査・健全化法審査	例月出納検査
		上旬	中旬	下旬			
4	子ども家庭部 教育委員会	4月下旬に実施 草津保育所、第四保育所、大路幼稚園、 草津小学校、草津中学校、新堂中学校					25日 (火)
5	子ども家庭部 教育委員会	5月中旬に実施 志津幼稚園、笠縫幼稚園、玉川小学校、 志津小学校、老上西小学校、笠縫東小学 校					25日 (木)
	まちづくり協働部 総合政策部			生活安心課 職員課 人権政策課			
6	まちづくり協働部 総務部 子ども家庭部			市民課 税務課 子ども家庭課	↑ 営業計 ↓ 公企会 一般計 一特会	26日 (月)	
7						25日 (火)	
8	環境経済部			環境課 ごみ減量推進課		30日 (水)	
9						28日 (木)	
10	健康福祉部		健康増進課 保険年金課				25日 (水)
11	都市計画部 建設部		都市計画課 公園緑地課			27日 (月)	
12	上下水道部		上下水道総務課 ロクハ浄水場			25日 (月)	
1	教育委員会		教育総務課 学校給食センター	工事監査		25日 (木)	
2				財援監査 (補助金・ 指定管理)		26日 (月)	
3						26日 (月)	

※ 定例議会開会中は事前調査期間とし、原則として定期監査は実施しない。



監 発 第 9 0 号
平 成 2 9 年 4 月 3 日

草津市教育委員会教育長 様

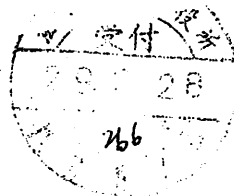
草津市代表監査委員

定期監査の実施について (通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を次のとおり実施しますので、
草津市監査委員条例第4条第2項により通知します。

記

実 施 日	監査対象施設名
平成29年4月21日	草 津 中 学 校
	草 津 小 学 校
平成29年4月27日	新 堂 中 学 校
平成29年5月12日	老 上 西 小 学 校
	笠 縫 東 小 学 校
平成29年5月17日	玉 川 小 学 校
	志 津 小 学 校



監 発 第 6 3 号

平成29年3月27日

草津市教育長 様

草津市監査委員 平井 文雄

草津市監査委員 瀬川 裕海

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

記

監 査 期 日	監 査 対 象 機 関
平成28年12月22日	生 涯 学 習 課
平成29年 1月17日	学 校 教 育 課
平成29年 1月18日	ス ポ ー ツ 保 健 課
平成29年 2月15日	図 書 館

定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
生涯学習課	平成 28 年 12 月 22 日	平成 27 年度	平井 文雄 瀬川 裕海

1 監査の範囲および方法

所管事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成 27 年度分について重点項目を定め、前回監査実施時（平成 25 年度）における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 重点項目

- ア) 地域協働合校推進費
- イ) 文化施設管理費
- ウ) 所管課補助金交付事業のうち下記団体にかかる補助金
 - ① 草津市子ども会指導者連絡協議会
 - ② 草津市青少年育成市民会議

(2) 監査の主な着眼点

- ア) 委託内容は、契約内容に従って事業が展開され、経費が支出されているか。
委託料の支出、精算報告は、委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
委託内容の履行確認は適正に行われているか。履行期限は守られているか。
委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- イ) 指定管理について関係諸法令に則って、適切に管理されているか。
指定管理の協定に基づき、適正に経費が支出され、適時かつ適切に報告を求め、必要に応じて調査し、または指導を行っているか。
27年度に実施の財政援助団体監査の指摘事項について、措置されているか。
- ウ) 補助対象事業は適正であるか。
補助金の交付時期は妥当であるか。
実績報告に基づく額の確定において、その成果の確認が行われているか。

(3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成27年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の内容は次のとおりである。

ア) 地域協働合校推進費

学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、互いに協働することにより、子どもが健全に育ち、人が輝く地域づくりを目指す基本理念の下、地域に豊かな学びを創るため、地域が支援する学校づくりと地域で子どもが育つまちづくりを活動方針として、市内全ての小中学校において実施された。

平成27年度は市内7小学校に地域コーディネーターを配置され、学校ニーズの把握、地域資源の把握、協働合校プログラムの提案、実施のための連絡調整、プログラムの進捗管理、実施当日の支援、事業実施の記録・報告書作成、会計処理などの業務に従事され、本事業の更なる充実と学校教職員の負担の軽減を図られた。平成28年度は市内全ての小学校に地域コーディネーターを配置された。

なお、各学区等のまちづくり協議会が実施する地域協働合校事業は、まちづくり協働課所管の地域一括交付金事業の中で実施されている。

イ) 文化施設管理費

市内に設置されている文化ホール（クレアホール、アミカホール）の管理運営を指定管理者によって執行された。クレアホールについては昭和63年6月に滋賀県立草津文化芸術会館として開館され、平成27年1月草津市に移管された。移管後はアミカホールとそれぞれの特性を生かした事業展開を図る必要があることから、アミカホールの指定管理者である公益財団法人草津市コミュニティ事業団と指定管理業務の協定（指定期間：平成27年1月から平成29年3月）を交わし、文化芸術の普及振興を図る各種事業や施設設備の維持管理業務等を実施された。また、滋賀県からの移管に伴い、移管推進交付金として平成27年度は4千万円の交付金が交付されている。なお、本交付金は平成29年度までの3年間とされている。

両ホールの特徴としてより市民に身近な施設とすべく、市民参加型の自主事業や発表・鑑賞の場の提供などを積極的に取り入れられており、文化・芸術の振興を図る拠点施設として多様な事業が展開されている。

ウ) 所管課補助金交付事業のうち下記団体にかかる補助金

① 草津市子ども会指導者連絡協議会

本市における社会教育の振興を図るため、草津市社会教育促進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付された。

・5年生リーダー野外研修会他7事業

補助金額852,000円

② 草津市青少年育成市民会議

青少年の健全な育成を図るため、草津市青少年育成市民会議補助金交付要綱に基づき補助金を交付された。

・市民会議顕彰事業他2事業

補助金額594,000円

3 監査の結果

事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

(1) 指定管理者が購入した備品の登録について

指定管理料から購入された備品について、備品登録が行われていなかった。

(2) 指定管理業務の収支決算書について

指定管理業務で事業報告書として提出されている収支決算書と、指定管理業務の受注者である公益財団法人草津市コミュニティ事業団の決算報告書が一致しない部分がある。特に、決算報告書の正味財産増減計算書内訳表において、指定管理事業収益として計上されている金額が、市が指定管理料として支払った金額とが一致しない。

【意見・指摘事項】

(1) 指定管理者が購入した備品は、速やかに備品登録の手続きを行われたい。

(2) 指定管理業務の受注者である公益財団法人草津市コミュニティ事業団に対して、当該事業団の決算書の作成方法について適切に指導されたい。

■意見、指摘事項に対する対応

(1) 指定管理者が購入した備品は、速やかに備品登録の手続きを行われたい

→ 平成27年度購入備品について、登録手続きを完了いたしました。

※購入備品の報告は実績報告時に行うことを指定管理業務として含めており、平成28年度購入分については、指定管理事業者から実績報告が提出され次第登録処理を行います。

(2) 指定管理業務の受注者である公益財団法人草津市コミュニティ事業団に対して、当該事業団の決算書の作成方法について適切に指導されたい。

→ 事業団の決算書のうち、共通経費として計上する事務費については、詳細が分かる説明書の作成を求め、指定管理業務の実績報告と合わせて、決算書および当該説明書を添付するよう指導しました。

定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
学校教育課	平成 29 年 1 月 17 日	平成 27 年度	平井 文雄 瀬川 裕海

1 監査の範囲および方法

所管事務が関係法令等にとっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成 27 年度分について重点項目を定め、前回監査実施時（平成 25 年度）における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 重点項目

- ア) 学力向上推進費
- イ) 小学校就学援助費
- ウ) 中学校就学援助費

(2) 監査の主な着眼点

- ア) 学力向上推進費は、適切かつ効果的に行われているか。
- イ) 小学校および中学校就学援助費の執行は、適正に行われているか。

(3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成 27 年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の内容は次のとおりである。

ア) 学力向上推進費

次の 6 事業を年間計画に基づき実施された。

A (学力向上重点事業推進費)

小・中学校英語教育については、平成 32 年度に小学校、平成 33 年度は中学校で新学習指導要領より実施される予定であり、小学校は 3・4 年生の外国語活動実施、5・6 年生の外国語活動の教科化となり、中学校の外国語科の高度化が決定されている。そのような状況下、中学校においては A L T (ネイティブの英語指導助手) を 2 名配置し全中学校で英語科の授業改善を図られている。また、小学校においては、全小学校に外国語指

導助手（JTE）を配置し、英語力・英語指導経験が乏しい小学校学級担任の指導補助が行なわれている。

なお、平成32年度からの新しい英語教育の指導体制を確立することを目的に、平成28年3月に「草津市英語教育推進計画」（平成28年度～平成31年度）を策定された。

B（学びの教室開催費）

子どもを取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、平日の放課後や土曜日に安全な子どもの居場所の確保を図るとともに、子どもたちの自主的な学習を支援し、学習習慣の確立や基礎的な学力の向上を促すことを目的に「土曜日学びの教室」と「放課後学びの教室」を市内各2会場で小学校5年生から中学校3年生までを対象に実施された。

		小学生		中学生			合計	参加率
		5年	6年	1年	2年	3年		
土曜日	市民交流プラザ	25	14	14	2	8	60	48.0%
	人権センター	7	5	2	2	4	20	16.0%
放課後	西一教育集会所	5	9	14	9	11	48	38.4%
	芦浦教育集会所	2	3	4	5	1	15	12.0%
合計		39	31	31	18	24	143	28.6%

C（学校教育支援教員配置費）

平成24年度から、小・中学校での特別支援教育やその他の教育課題の推進および教育目標に応じた活動（学校のグレードアップ）の推進を担当する教員の授業軽減を担うことを目的に配置された。

配置実績2.2人 各小中学校1人+3人[山田小・笠縫東小・新堂中]（学校事情により配置）

D（教科担任制加配教員配置費）

平成24年度から、小学校において専科教育を行う教員を配置することにより、学級担任による教科指導の充実とあわせ、教科教育全体のレベルアップを図ることを目的に、小学校各1名～2名配置し、校長の指示する学年での一部教科の授業が行われている。週13時間勤務のうち10時間程度を授業時間に割り振る。

E（大規模中学校加配教員配置費）

平成24年度から、大規模中学校におけるきめ細やかな教育活動を推進する教員の授業軽減を図るため、学級数が20を超える中学校（高穂中・草津中）に1人配置し、校長が命じる一部教科の指導が行われている。週13時間勤務のうち10時間程度を授業時間に割り振る。なお、本事業は平成29年度から他事業に移行される予定。

F（学校すこやかサポート支援員配置費）

平成24年度から、特別支援を要する児童生徒等の生活支援や学習支援、

小中学校それぞれの入門期における「小1プロブレムや中1ギャップ」への対応など、教育環境を充実させるとともに児童生徒の健全育成に資するため、小学校は1年生学級数+1人、中学校は各2人配置されている。

イ) 小学校就学援助費および中学校就学援助費

学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童の保護者に対して、学用品費や給食費などの就学に要する費用の援助を行い、義務教育の円滑な実施を進められている。給付対象者は、草津市立小学校もしくは中学校または滋賀県立中学校に在学する児童生徒の保護者で要保護及び準要保護に該当する者（私立は対象外）とされている。

平成27年度給付件数

- ・要保護 80件（小学校 43件 中学校 37件）
- ・準要保護 848件（小学校564件 中学校284件）

3 監査の結果

事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

(1) 草津市就学援助費給付要綱について

- ① 第2条第4号の給付対象経費としての通学費のただし書きについて、「ただし、特別支援学級の児童生徒にかかる通学費については、通学距離を問わない。」と規定しているが、平成28年4月に草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱が制定されているため不要である。
- ② 第2条第8号の給付対象経費としての学校給食費について、「小学校または中学校に在学する児童または生徒で学校給食を受けている場合の当該学校給食に要する費用の実費」と規定しているが、現在中学校給食は行っていないため中学校に関する文言は不要である。
- ③ 第9条第2項の文中「第2条第8号に規定する医療費に係る援助費については、～」は、第8号は学校給食費の事項であり、正しくは第7号となり誤りである。

(2) 草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱について

第5条の給付の申請の条項には、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書(別記様式第1号)により市長に申請しなければならないと規定されているが、別記様式第1号には申請書としてのタイトルや草津市長宛が記載されていないため、申請書としての要件を欠いている。

【意見・指摘事項】

草津市就学援助費給付要綱および草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱について、適用していない条項、誤りや不適切な内容は改正されたい。

■意見、指摘事項に対する対応

(1) 草津市就学援助費給付要綱および草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱について、適用していない条項、誤りや不適切な内容は改正されたい。

→草津市就学援助費給付要綱および草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱について、修正します。

定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
スポーツ保健課	平成 29 年 1 月 18 日	平成 27 年度	平井 文雄 瀬川 裕海

1 監査の範囲および方法

所管事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成 27 年度分について重点項目を定め、前回監査実施時（平成 25 年度）における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 重点項目

- ア) 学校体育施設開放推進費
- イ) 社会体育施設管理運営費

(2) 監査の主な着眼点

- ア) 学校体育施設の利用基準や利用手続は、公平で公正、明確かどうか。
- イ) 学校体育施設の開放事業は、適切かつ効率的に行われているか。
- ウ) 学校体育施設の事業で所属間や学校との調整は適切で効率的に行われているか。
- オ) 委託内容は、協定内容に従って事業が展開され、経費が支出されているか。
- カ) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
- キ) 委託内容の履行確認は適正に行われているか。履行期限は守られているか。
- ク) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- ケ) 指定管理について関係諸法令に則って、適切に管理されているか。
- コ) 指定管理の協定に基づき、適正に経費が支出され、適時かつ適切に報告を求め、必要に応じて調査し、または指導を行っているか。

(3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成 27 年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の内容は次のとおりである。

ア) 学校体育施設開放推進費

草津市立学校の体育施設を学校教育に支障のない限り地域住民に開放し、市民にスポーツ、レクリエーション活動の場を提供された。各種スポーツ団体や地域団体の活動に幅広く利用されている。

体育館…小学校 13 校、中学校 5 校（老上中を除く）

グラウンド…小学校 11 校（渋川小、南笠東小を除く）、中学校はなし

利用実績は次のとおり

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
登録団体数 (団体)	193 団体	193 団体	197 団体	197 団体
体育館	142 団体	148 団体	152 団体	146 団体
グラウンド	51 団体	45 団体	45 団体	51 団体
利用登録者数 (人)	3,622 人	3,655 人	3,598 人	3,621 人
体育館	2,655 人	2,824 人	2,828 人	2,723 人
グラウンド	967 人	831 人	770 人	898 人
開放延べ日数 (日)	9,706 日	9,507 日	9,580 日	8,585 日
体育館	5,941 日	5,826 日	5,755 日	4,829 日
グラウンド	3,765 日	3,681 日	3,825 日	3,756 日
利用延べ日数 (日)	7,939 日	8,050 日	7,847 日	6,807 日
体育館	5,609 日	5,652 日	5,565 日	4,638 日
グラウンド	2,330 日	2,398 日	2,282 日	2,169 日
利用率 (%)	81.8%	84.7%	81.9%	79.3%
体育館	94.4%	97.0%	96.7%	96.0%
グラウンド	61.9%	65.1%	59.7%	57.7%

※平成27年度は体育館で耐震の非構造部材工事が夏季にあり開放日数減

イ) 社会体育施設管理運営費

① 施設環境の整備

三ツ池運動公園に防球ネット（高さ 10 m）を設置され、飛球対策の強化とともに、禁止してきた競技を利用可能とされた。また、総合体育館に設置している老朽化した移動式バスケットゴール 1 対（2 対の内）を更新され、安全で快適な施設環境の整備を図られた。

② 社会体育施設の指定管理委託

総合体育館、野村運動公園、志津運動公園（平成 27 年 11 月末で廃止）、ふれあい運動場、ふれあい体育館、武道館、三ツ池運動公園の各施設を指定管理者による管理運営に努められた。

指定管理者 合同会社草津市スポーツ振興事業体

業務執行社員 公益財団法人草津市コミュニティ事業団

業務執行社員 一般社団法人草津市体育協会

※28年4月1日～公益財団法人草津市体育協会に変更

※草津市スポーツ振興事業体は、草津市コミュニティ事業

団と草津市体育協会が設立した合同会社

指定期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

収支決算

単位：円

	年度協定額	実績額	精算額
委託料	71,717,000		
修繕料(精)	3,189,000	3,181,031	△7,969
備品購入費(精)	1,132,000	1,128,905	△3,095
光熱水費(精)	2,406,000	470,992	△1,935,008
光熱水費(追)	0	1,030,921	1,030,921
計	78,444,000	77,528,849	△915,151

精算額915,151円は28年5月20日に、指定管理者から市へ戻入

※(精)は精算項目(光熱水費は三ツ池運動公園のみ)

※(追)は年度協定に基づく光熱水費の追加措置

③ 健康広場の維持管理

名称	施設内用	受付等	維持管理
山寺健康広場	2,646㎡ テニスコート2面	市	基本は利用者にて 草刈等を地元へ依頼 ・8月22日実施、80人 (謝礼20,000円、山寺町内会)
野村健康広場	1,445㎡	市	基本は利用者にて 草刈等は地元へ依頼 ・7月20日実施、11人 ・11月29日実施、11人 (謝礼20,000円、西大路第三町内会)
常盤東健康広場	1,945㎡	委託	除草(年2回) 広場及びトイレ清掃(月2回) 予約受付等 (委託料228,772円、特定非営利活動法人ハート&ライト)

3 監査の結果

事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

(1) 学校体育施設（体育館）開放事務について

草津市立学校体育施設の開放に関する規則ならびに諸規程に基づき、体育館やグラウンドの学校開放が実施されている。そのうち体育館については、スポーツ保健課直営分以外に、5校分については総合型地域スポーツクラブや各学区のスポーツ振興団体に運営事務を委託しているが、次の問題点がある。

草津中学校は、平成21年度から毎年自動更新で「くさつ健・交クラブ」と契約書を交わし、運営事務を委託しているが、志津小、矢倉小、山田小、常盤小学校については契約書などの文書が存在しない。

(2) 社会体育施設等の管理に関する年度協定書について

平成25年4月1日～平成28年3月31日の期間で、合同会社草津市スポーツ振興事業体と、草津市立社会体育施設等の管理に関する協定書（基本協定）を締結し、それを基に各年度の執行において年度協定書を締結している。

年度協定書第3条（維持管理経費）において、「修繕料、備品購入費、光熱水費（三ツ池運動公園のみ）が管理基準に満たない場合については、事業年度終了後、収支を精算し、剰余金が出た場合は、返納するものとする」と規定されている。しかし、年度協定書において精算のための管理基準（基準金額）が明示されていない。

【意見・指摘事項】

(1) 学校体育施設（体育館）開放事務のうち、各学区のスポーツ振興団体への運営事務については、業務内容等を明確にした文書を交わすよう改善されたい。

(2) 社会体育施設等の管理に関する年度協定書について、維持管理経費の内精算すべき項目と基準金額を明示されたい。

■意見、指摘事項に対する対応

(1) 学校体育施設（体育館）開放事務のうち、各学区のスポーツ振興団体への運営事務については、業務内容等を明確にした文書を交わすよう改善されたい。

→業務内容等を明確にした文書を交わすことに対する諸課題と改善に向けた方向性を整理したところであり、今後は各学区スポーツ振興団体と、文書の締結に向けた協議を進めてまいります。

(2) 社会体育施設等の管理に関する年度協定書について、維持管理経費の内精算すべき項目と基準金額を明示されたい。

→平成29年度の年度協定において、維持管理経費のうち精算すべき項目と基準金額を明示いたしました。

定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
図書館	平成 29 年 2 月 15 日	平成 27 年度	平井 文雄 瀬川 裕海

1 監査の範囲および方法

所管事務が関係法令等にとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成 27 年度分について重点項目を定め、前回監査実施時（平成 25 年度）における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 重点項目

- ア) 管理運営費（草津市立図書館：本館）
- イ) 管理運営費（南草津図書館）

(2) 監査の主な着眼点

- ア) 管理運営費は、適切かつ効果的に行われているか。

(3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成 27 年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の内容は次のとおりである。

草津市立図書館は昭和 58 年 7 月に開館され、翌年 5 月から移動図書館車の運行を始められた。平成 14 年 7 月には南草津図書館を開館され、利用者サービスの拡大に向けた取り組みが進められてきた。平成 27 年 3 月に図書館運営計画（平成 27 年～平成 36 年）を策定され、これに基づき各種施策を展開されている。草津市立図書館（本館）と南草津図書館の事業実績等は以下のとおり。

ア) 管理運営費（本館）

地域館としての機能を持ちつつ、全市域での図書館の中核として、草津市立南草津図書館、各学校図書館、市内関係機関等との連携機能を担われている。

業務改善された主なものとして、平成 27 年 10 月から移動図書館車の運転業務を業者に委託して実施されている。これは、運転できる正規職員の確保が困難になってきたこと、職員の業務の軽減や安全面での配慮からであり、結果、専従運転のため時間的にも効率化が図れ、来館困難者が身近に図書館を利用できるように、住まいの近くに巡回場所を 5 か所増やすことが出来たことにつながった。（現在の巡回箇所 20 箇所）

移動図書館実績 利用者数 1,938人、貸出冊数 12,923冊

イ) 管理運営費 (南草津図書館)

駅前などの立地条件を生かし、子どもからお年寄りまで様々な市民が、通勤・通学や買い物などの途中で気軽に立ち寄れる身近な地域館としての図書館サービスが行われている。特に、子育て支援機能の充実や近隣高校等との連携強化を図り利用拡大に向けた各種施策が展開されている。特色として、高校連携事業として平成28年度からビブリオバトルを実施され高校生の図書館利用につながられている。

ウ) 管理運営費 (本館・南草津図書館共通)

① 雑誌スポンサー制度の実施について

図書館で利用に供する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、当該民間事業者等が当該雑誌の購入費を負担することにより雑誌購入費を削減し、もって他の図書資料の購入費に充当することにより図書館サービスの向上を図ることを目的として、平成27年7月に実施要綱を定め取り組みを始められた。チラシやホームページ等で募集を行い、スポンサー名は雑誌に掲載している他に、配布チラシ・配布メールに掲載されている。

平成27年度においては5者がスポンサー(本館11誌、南草津図書館6誌)となっている。

② ICタグによる図書館資料の適切な管理について

平成30年の図書館コンピュータシステムの更新を見据えICタグによる管理をすべく、既存蔵書資料および新規購入図書等にICタグを張付けるなどの準備を平成27年度から3年計画で進められている。現在、バーコードによる管理を行っているが、貸出・返却の処理や配架図書の管理も1冊毎に手作業で読み取りが必要となる。ICタグは、複数冊の重ねた図書を一括で読み取ることができるので、処理の時間短縮になる。また、利用者自身が処理する自動貸出も可能となる。

③ 図書館休館日と開館時間の変更について

本館と南草津図書館の立地上の特性を踏まえ、利用者の更なる利便性の向上を目的に、平成25年4月より開館時間等を下記のとおり変更し運営されている。

	本館	南草津図書館
平日	10時～18時	10時～20時
土・日曜日	10時～18時	10時～20時
休館日	火曜日、毎月最終水曜日 (12月を除く) 祝日、年末年始、特別整理期間	月曜日、毎月最終水曜日(12月を除く) 祝日、年末年始、特別整理期間

④ 平成27年度貸出人数・冊数

	人数(人)	冊数(冊)
本館	144,624	756,904
南草津図書館	107,434	441,748

⑤ 平成27年度図書購入実績

	視聴覚(点)	書籍(冊)	雑誌(冊)	新聞(紙)
本館	113	8,750	2,661	9
南草津図書館	84	6,946	2,532	11

(新聞2紙寄贈：福島民報、福島民友)

⑥ 平成27年度図書廃棄実績(雑誌は含まず)

本館：7,556点、南草津図書館：2,537点

⑦ 蔵書数

	一般図書	児童書	聴覚	視覚	雑誌	合計
本館	251,962	70,709	4,406	1,466	9,374	337,917
南草津図書館	116,500	46,057	3,923	761	9,986	177,227
合計	368,462	116,766	8,329	2,227	19,360	515,144

3 監査の結果

事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

(1) 団体貸出の取り扱いについて

草津市図書館管理規則第18条は団体貸出に係る諸規定が定められており、「団体で利用する図書館資料の貸出点数は、団体の会員数に応じ1団体1回につき100点以内とし、その利用期間は、1月以内において館長がそれぞれ定める。」となっている。

しかしながら、貸出点数については全ての団体に一律100点以内としており、団体貸出登録申込書には団体の会員数の記入欄はない。また、利用期間については、以前から書籍は3ヶ月と明示しており、CD・ビデオ等は3週間、郷土資料は1週間としている。

【意見・指摘事項】

(1) 団体貸出の取り扱いについて、草津市図書館管理規則で定められた規定と異なっているため、検討のうえ必要であれば本規則を改正されたい。

■意見、指摘事項に対する対応

(1) 団体貸出の取り扱いについて、草津市図書館管理規則で定められた規定と異なっているため、検討のうえ必要であれば本規則を改正されたい。

→図書館利用者の団体貸出については、草津市立図書館管理規則では、団体の会員数に応じ100点以内、1か月となっている所であります。しかしながら、運用上一律100点以内の3か月としている所であり、実運用に合わせて規則改正に向けた整理を速やかに進めてまいります。

草津市文化財保存事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市文化財保存事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第88号）の一部を次のように改正する。

別表指定文化財管理の項中「事業費の1/4以内」を「県費補助残の1/2以内」に、「1/2以内」を「県費補助残の10/10以内」に改める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

草津市文化財保存事業補助金交付要綱(別表)の一部改正 新旧対照表

新

旧

事業種別	事業内容	指定区分	補助率
建造物保存修理	解体または半解体修理、屋根葺替工事、塗装修理、部分修理等	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
建造物防災施設設置等	警報設備、消火設備、避雷設備、消防道路、保護柵および覆屋等の設置、火除け地購入等	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
美術工芸品保存修理	修理ならびに付属品(保存箱・台座等)の新調および修理	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
美術工芸品防災施設設置	美術工芸品を直接保護するための未指定建造物の修理、警報設備、消火設備、避雷設備、消防道路、保護柵および覆屋等の設置、火除け地購入等	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
史跡等保存整備	旧宅・城郭等の建築物および石垣等の復旧工事、庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽および整地等の工事、古墳等の盛土および石積等の工事ならびに史跡等の総合的な修理復原	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
史跡等防災施設設置等	史跡等の重要な構成要素をなす建造物等について行う警報設備、消火設備および避雷設備の設置工事ならびに樹木、樹叢、森林等について緊急的・抜本的に行う害虫の防除、病害虫駆除および樹勢回復その他自然状態の復元等適当と認められる事業	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
民俗文化財保存修理	解体修理、屋根葺替、塗装修理、腐食等防除ならびに保存箱の新調	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内

事業種別	事業内容	指定区分	補助率
建造物保存修理	解体または半解体修理、屋根葺替工事、塗装修理、部分修理等	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
建造物防災施設設置等	警報設備、消火設備、避雷設備、消防道路、保護柵および覆屋等の設置、火除け地購入等	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
美術工芸品保存修理	修理ならびに付属品(保存箱・台座等)の新調および修理	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
美術工芸品防災施設設置	美術工芸品を直接保護するための未指定建造物の修理、警報設備、消火設備、避雷設備、消防道路、保護柵および覆屋等の設置、火除け地購入等	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
史跡等保存整備	旧宅・城郭等の建築物および石垣等の復旧工事、庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽および整地等の工事、古墳等の盛土および石積等の工事ならびに史跡等の総合的な修理復原	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
史跡等防災施設設置等	史跡等の重要な構成要素をなす建造物等について行う警報設備、消火設備および避雷設備の設置工事ならびに樹木、樹叢、森林等について緊急的・抜本的に行う害虫の防除、病害虫駆除および樹勢回復その他自然状態の復元等適当と認められる事業	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
民俗文化財保存修理	解体修理、屋根葺替、塗装修理、腐食等防除ならびに保存箱の新調	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内

民俗文化財防災施設設置	警報設備、消火設備、避雷設備、保護柵、覆屋設置および防火壁の設置	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
民俗・無形文化財保存育成	民俗、無形文化財の公開、記録作成、伝承者育成等	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
	伝統的な形式(日時・場所)で行う民俗文化財の伝承活動	国	1/2以内
		県	
		市	
文化財保存技術伝承	伝承者育成、記録作成および刊行ならびに技術・技能の練磨	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
文化財保存施設設置	指定文化財である美術工芸品および有形民俗文化財の保存のために必要な施設の設置	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
指定文化財管理	<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財である建造物等に設置した防災設備の保守点検 指定文化財である建造物等の差し芽、防蟻防虫および小修理 史跡指定地内の保存活用を図るための清掃(除草・剪定等) 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備するために行う除草・剪定 指定文化財である美術工芸品の保全維持のために行う燻蒸・殺虫 指定文化財である天然記念物の樹勢を維持するために日常的に行う病害虫駆除・施肥・剪定 	国	県費補助残の1/2以内 (ただし、市が管理団体となっている国史跡指定地内に存する国指定建造物に係る事業の場合は県費補助残の10/10以内)
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	1/2以内

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

民俗文化財防災施設設置	警報設備、消火設備、避雷設備、保護柵、覆屋設置および防火壁の設置	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
民俗・無形文化財保存育成	民俗、無形文化財の公開、記録作成、伝承者育成等	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
	伝統的な形式(日時・場所)で行う民俗文化財の伝承活動	国	1/2以内
		県	
		市	
文化財保存技術伝承	伝承者育成、記録作成および刊行ならびに技術・技能の練磨	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
文化財保存施設設置	指定文化財である美術工芸品および有形民俗文化財の保存のために必要な施設の設置	国	国庫補助残の 1/3以内
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	2/3以内
指定文化財管理	<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財である建造物等に設置した防災設備の保守点検 指定文化財である建造物等の差し芽、防蟻防虫および小修理 史跡指定地内の保存活用を図るための清掃(除草・剪定等) 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備するために行う除草・剪定 指定文化財である美術工芸品の保全維持のために行う燻蒸・殺虫 指定文化財である天然記念物の樹勢を維持するために日常的に行う病害虫駆除・施肥・剪定 	国	事業費の1/4以内 (ただし、市が管理団体となっている国史跡指定地内に存する国指定建造物に係る事業の場合は1/2以内)
		県	県費補助残の 1/2以内
		市	1/2以内



寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
三つ折リスクリーン	1		40,176	草津市青地町827 志津地区教育振興会 会長	H29年 1月27日	志津小学校
小計			40,176			
けん玉	150		196,000	草津市青地町827 志津地区教育振興会 会長	H28年 12月2日	志津小学校
小計			196,000			
AED	1		254,340	草津市青地町827 志津地区教育振興会 会長	H28年 12月6日	志津小学校
小計			254,340			
特注下駄箱	1		250,000	草津市野路東3丁目3番18号 平成28年度卒業生一同 玉川中学校PTA	平成29年 3月14日	玉川中学校
小計			250,000			
コレクションケース	1		54,380	草津市野路9丁目6-12 玉川小学校PTA 創立40周年記念事業	H29年 3月16日	玉川小学校
小計			54,380			
デジタルスチルカメラ	1	15,876	15,876	草津市平井3丁目8-2 笠縫東こども園PTA	平成29年 3月16日	笠縫東こども園
小計			15,876			
大型絵本	1	100,000	100,000	彦根市竹鼻町124-13 若林 初江	平成29年 3月16日	笠縫東こども園
小計			100,000			
ワイドテント	1		70,000	草津市北山田町350番地 平成28年度卒業生一同	H29年 3月18日	山田小学校
小計			70,000			

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
自転車	1		15,000	甲賀市甲賀町岩室 若林 寿和	H29年 3月24日	草津中学校
小計			15,000			
傘立て	6		123,120	草津市野路9丁目6-12 玉川小学校PTA 創立40周年記念事業	平成29年 3月31日	玉川小学校
小計			123,120			
交通安全啓発コーン	50	3,600	180,000	草津市野路6丁目5-1 株式会社 広宣	平成29年 4月4日	市内公立 小学校(14校)
小計			180,000			
交通安全啓発コーン	10	3,600	36,000	草津市野路6丁目5-1 株式会社 広宣	平成29年 4月4日	市内幼稚園 こども園(10園)
小計			36,000			
リサイクルトイレットペーパー	5,700	41.04	233,928	京都市下京区烏丸通松原上る 薬師前町700 株式会社京都銀行	平成29年 4月21日	市内公立 小学校(14校) 中学校(6校)
小計			233,928			
図書	23	1,500.00	34,500	草津市青地町	平成29年	市内公立
図書	23	2,160	49,680	山口 克志	4月21日	小学校(14校) 中学校(6校) 図書館(2館) 教育研究所
小計			84,180			
合計			1,653,000			